

SUK²クラブ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 1、本クラブは『SUK² (スクスク)クラブ』と称する。

(事務所)

第2条 1、本クラブは、事務所を「東京都足立区梅島3-37-4 梅島第一小学校内」に置く。

(目的)

第3条 1、本クラブは地域住民（老若男女、障害のある、なしに関わらず）に、ふれあい・交流の場として、心身ともに健康になるような活動を提供し、個人の体力づくり、仲間づくり、ひいては生きがいに寄与し、こどもの健全育成に重点を置き地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業の種類)

第4条 1、本クラブは3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員及び地域住民の健康・体力の維持増進を目指す為の活動
- (2) 会員相互の交流・親睦を図る為の活動
- (3) 地域住民のふれあい・交流に資する活動の実施
- (4) 地域の他機関・団体などが開催する行事などへの参加・協力
- (5) 地域で活動するサークルとの連携
- (6) 区施設の管理・事業の受託
- (7) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業の実施

第2章 会員

(会員)

第5条 1、本クラブの会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 団体会員

(入会)

第6条

- (1) 正会員および団体会員については、特に条件を定めない
- (2) 正会員および団体会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする
- (3) 理事長は、前項の申し込みがあったとき正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
- (4) 理事長は、第2項のもの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(会費)

第7条 1、正会員・団体会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 1、正会員・団体会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 1、正会員・団体会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡または失踪宣告を受けた時
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 1、正会員・団体会員が次の各号いずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを除名できる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 1、すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 1、本クラブに次の役員を置く。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) クラブマネージャー | 若干名 |
| (4) 専門部長 | 若干名 |
| (5) 会計 | 2名以内 |
| (6) 監査 | 2名 |
| (7) 書記 | 若干名 |
| (8) 顧問 | 若干名 |

(選任)

第13条 1、役員は総会において選任する。

(職務)

- 第14条 1、理事長は、会務を総括し本クラブを代表する。
- 2、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3、クラブマネージャーは、運営委員会の招集、進行、管理および相互調整を行い各部会の部長を選任する。
- 4、会計は、本クラブの会計を経理する。
- 5、監査は、本クラブの会計を監査する。
- 6、書記は、会議の記録・文書作成を選任する。
- 7、顧問は、理事長および会務全般の相談に応じる。

(任期)

- 第15条 1、役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2、補欠、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。

(欠員募集)

- 第16条 1、役員が欠けたとき、理事長またはクラブマネージャーが残存期間の間、役員を指名できる。

(解任)

- 第17条 1、役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会および運営委員会の議決により、これを解任することが出来る。
- (1) 心身の故障のため、職務遂行に耐えないと認められた時
- (2) 職務上の義務違反またはその他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2、前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(種別)

- 第18条 1、本クラブの会議は総会・役員会・運営委員会の3種とする。
- 2、総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第19条 1、総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 1、総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) 会費等の設定
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 1、通常総会は毎年1回開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 1、総会は理事長が招集する。

2、理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 1、総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 1、総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第25条 1、総会における議決事項は、第22条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

2、総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 26 条 1、各正会員の表決権は平等のものとする。

- 2、やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した正会員は、前 2 項の適用については、出席したものとみなす。
- 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない

(総会の議事録)

第 27 条 1、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第 28 条 1、運営委員会は、理事長・副理事長・クラブマネージャー・会計・監査・書記各部会の部長・副部長をもって構成する。

(運営委員会の機能)

第 29 条 1、運営委員会は、この規約に別に定める事項のほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 各部会の組織および運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(運営委員会の開催・招集)

第 30 条 1、運営委員会は次に掲げる場合に開催・招集する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
 - (2) 運営委員会構成総数の 3 分の 1 以上から運営委員会の目的である事項を記載した書面により招集があったとき
- 2、理事長は、前項第 2 号の場合には、その日から 30 日以内に運営委員会を招集しなければならない
- 3、運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日のすくなくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(運営委員会の議長)

- 第31条 1、運営委員会の議長は、理事長がこれにあたる。
2、理事長がいないときには、出席者から議長を選任することができる。

(運営委員会の議決)

- 第32条 1、運営委員会における議事項は、第30条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席者の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
2、運営委員会の議事は、過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の表決権等)

- 第33条 1、運営委員会出席者の表決権は平等のものとする。
2、やむをえない理由のため運営委員会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3、前項の規定により表決したものは、運営委員会に出席し出席したもののみならず。
4、運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(運営委員会の議事録)

- 第34条 1、運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 出席者総数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2、議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

(役員会の構成)

- 第35条 1、役員会は、理事長・副理事長・クラブマネージャー・会計によって構成する。

(役員会の機能)

- 第36条 1、役員会は、運営委員会に因る議題についてあらかじめ検討するものとする。

(役員会の開催・招集)

- 第37条 1、役員会は原則として月1回開催する。
2、クラブマネージャーが必要と認めた時は、随時役員会を開催することができる。

第5章 資産

(構成)

第38条 1、本クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 2、(1) 設立準備委員会発足当初に有する資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(管理)

第39条 1、本クラブの資産は、会計が管理し、その方法は総会の決議を経て理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 1、本クラブの会計は、第25条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計年度)

第41条 1、本クラブの会計年度は、毎年4月1日の始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第42条 1、本クラブの事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度ごとに総務部が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第43条 1、前条の規定に関わらず、やむをえない理由により予算が成立しないとき、理事長は運営委員会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第44条 1、予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2、予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第45条 1、予算成立後にやむ終えない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

- 第46条 1、本クラブの事業報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後速やかに会計が作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

- 第47条 1、予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他の新たな業務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

- 第48条 1、本クラブが規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上による議決をへなければならない

(解散)

- 第49条 1、本クラブは、下記に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 破産または合併
- 2、前項第1号の事由により、本クラブを解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第50条 1、本クラブが解散したときに残存する財産は、社会福祉法人足立区社会福祉協議会に譲渡するものとする。

第8章 雑則

(細則)

- 第51条 1、この規則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則 この規約は、平成20年4月20日から施工する。
この規約は、本クラブの事務所の変更、NPO法人化に沿うように平成27年4月1日改定し施工する。

SUK²クラブ規約改正箇所

第1章

- 第2条 1、事務所を「東京都足立区島根 3-28-11 島根小学校内」に置く。
「東京都足立区梅島 3-37-4 梅島第一小学校内」に改正

第2章 会員

- (種類) → (会員) に改正
(抛出金の不返還) → (抛出金品の不返還) に改正

- 第11条 1、抛出金→抛出金品に改正

第3章

- 第12条 1、(1) 会長→理事長に改正
(2) 副会長→副理事長に改正
第14条 1、会長→理事長に改正
2、副会長は会長を補佐し→副理事長は理事長を補佐しに改正

第4章

- 第21条 2、(1) 会長→理事長に改正
第22条 1、会長→理事長に改正
2、会長→理事長に改正
5日前まで→7日前までに改正
第24条 1、3分の1以上→過半数以上に改正
第28条 1、会長・副会長→理事長・副理事長に改正
第30条 1、(1) 会長→理事長に改正
2、会長→理事長に改正
第31条 1、会長→理事長に改正
第32条 1、3分の2以上→2分の1以上に改正
第34条 2、2名以上→以上を削除し2名に改正
第36条 1、会長・副会長→理事長・副理事長に改正
第43条 1、会長→理事長に改正
第48条 1、4分の3以上の多数→多数を削除し4分の3に改正
第51条 1、会長→理事長に改正